道路関連法案等をめぐる動きに対する緊急アピール

昨年度末以来、道路関連法案に関しては、国会での審議が進まず、 3月31日をもって道路特定財源の暫定税率が期限切れとなるなど の事態が生じ、これに対し地方は、年度当初より歳出予算の執行を 一部留保するなどの対応に追われることとなった。

去る4月30日には、衆議院において、租税特別措置法等が再可 決され、地方の歳入欠陥の拡大には歯止めがかけられたものの、地 方の不安の払拭には至っていない。

我々指定都市としては、地方の財政運営に支障が生じることなく、 また、道路整備等の財源が確実に措置されるよう、次のとおり緊急 にアピールを行う。

1 地方の歳入欠陥に対しては、地方に負担をかけない措置を講じること

今回の事態により生じた地方の歳入欠陥への対応に関しては、地 方債発行などにより地方に負担をかけることは認められず、国の責 任において、早急に必要な措置を確実に講じること。

2 国から地方への財源を速やかに、全額措置すること

今年度、地方が予定している道路整備などをこれ以上停滞させることのないよう、国から地方への財源を速やかに措置すること。その際、国の事情による、措置額の削減や先送りを行わないこと。

3 地方税財源の強化、地方分権の趣旨に合致した見直しを進めること

道路特定財源のあり方の見直しにあたっては、地方の道路整備や 財源配分の状況を踏まえ、地方税財源の強化を図るとともに、地方 が必要とする道路整備や維持管理などを地方の裁量で行えるよう、 地方分権の趣旨に合致した改革を進めること。

平成20年5月12日 指定都市市長会